

日本偽書考略

乾

特別  
14  
1919  
677













もある位だが、後の解に属する範圍の偽書は内容の如何を問ふのでなく、真本に托して偽作するものを云ふのである。故に其内容は世道人心に裨益あるものでも偽書がいくつもある。書物を貶する名目もさまざまあつて、原本をさまざまにいちくつたものに末書と云ふがあり、娛樂本位で事實の確否に頓着しない俗書と云ふがあり、支那では不純の書を駁書とも云ふてゐるから、悪書の内では此部類に入るべきものも少なくないから、一概に悪書を偽書とすることは出来ない。兎角偽書の定義が必要であるけれども、これを定めることは簡單のやうで事實容易でない。先づ大體真本に擬し、人をして真本であるかに思はせるため種々の措略のある本を偽書とすべきであらうか。斯る偽撰をなすものゝ心術は概ね醜陋であるけれども、人を欺かんとする心術にもいろ／＼あつて、戯れに同人を瞞過し一時の快を得んとするものゝ如きは、偽書は偽書でも戯心と見做さるべきで餘りに罪はない。此等は偽書に入るべきや否やは疑問である。軍談軍記などの人の娛樂に供するものは、事實の誤謬は多くあるけれども、これは俗書と云ふべきで、偽書ではない。但し軍談軍記でも其戦役に與つた人の撰だと偽稱するに至つては偽書となる。頼山陽の日本外史は史家が盛んに事實の誤謬を指摘するけれども、之れを偽書としないのは、人の名を托したり古書に擬したりしないからである。事實の正確と否と、議論の是非は偽書を判する標的でない。小説などの類も無名氏の作を馬琴作として出すに至つては偽作となるのだ。偽書は各部門に涉つて相當多くあるが、一蹴して俗書末書の部類に入れて論のないものもあるけれども、高名の人の名に托して價值をつけてゐる爲めに、案外人の信を博し識者が如何に辯じても因襲の久しき正書として通つてゐるものも少なくない。

偽書の内にもさまざまあつて、全部偽撰のものがあり、一部偽選のものがあり、中身は真書で序跋が偽撰であるものもある。古代の書目に書名

は存じなくとも其書は早く佚して居るのを其書に擬して後世作つたものがある／＼あるが、中にも源氏物語に雲隱の卷の名はあれど詞書がない。これは作者紫式部が心あつてわざと詞を書かないのであるのに、後人は偽作して六卷の書を作つた。又其書は存じて居るのに同じ書名で偽撰したものもある。真書に筆を加へて種々の事を竄入したものもある。其例を引けば僧潮音が撰んだ舊事大成經の如きは七十餘卷の浩漭のもので、假令其材料は古書から採つたにせよ、全部偽選である。神書の部類に元書と云ふ書がある、これは御室書目大納言藤原成撰とあるものだが、其書は早く佚して今あるのは偽選である。日本風土記も元は各州の風土記が揃つてゐたのが亡びて、僅かに出雲風土記外一が古書其儘で存して居る、他の各州の風土記は皆古書に擬した偽書である。真本に筆を加へた偽書に至つては頗る多く、一々例を引く暇もないが、一例を挙げると朗詠集は四條大納言公任卿が和漢才子の詩句を採録したものであるのが原書で、和歌は後人の添加であると云ふが、古くから和歌が添つてゐるから、誰れも偽撰とは思はず通つてゐるけれども、擧入の例を求むればこれなどは尤も大なる擧入であらう。部分的に正書に書入ることゝ竄入した例は枚舉に暇がない。

偽書を作る動機如何と案するに頗る多般である。自家の才學を衒ふて技倆を試みる爲めの偽作などは、敢てそれを賣らんとするものでもなく、後世を欺かんとするものでもなく、唯だ一時同輩や其他を瞞着して笑はんとするやうなもの、例へば太宰春臺が支那の佚書に擬して作つた、産語のやうなものは同輩を瞞過したが、師の徂徠に看破されたところがあるが、あれなどは一種の文嬉とも見るべきもので罪はない。尙擬古文で古書らしく腕試しにいろ／＼の書を作つた例もあるが、偽書と云はんよりも戯作と見る方が妥當であらう。斯く無邪氣の戯撰でなく或は書物に權威づける爲めに天子の御撰だ高僧の遺作だと號し、或は世間受のよい人の名に

托して菅公とか定家などの名で偽選したものなどは皆な賣らん爲めであつて、明かに偽書である。偽書は多くの場合何か爲めにする所あつて作らるゝ。神佛兩部習合主張の爲め作られた偽書が頗る多くある。前に擧げた舊事大成經も其一例だが、神書の内には兩部主張の爲め僧侶が作つたものが甚だ多く、およそ神祇書に佛説の混じてゐるのは大抵偽書である。又系圖や縁起や由緒書などに偽書の多いのも皆爲にする所があつて偽作したものである。日本は氏族を重んずる國柄である關係上或る系統に屬してゐないと、立身出世が出来なかつたことがある。殊に戰國時代には武勳のあるものを祖先に持つてゐないと出世に幸不幸があつた。寺社なども同じやうに縁起由緒が立派でないし其格式に高卑もあつたから、系圖を偽作し若くは古文書などを偽作する専門家も自然起る筈だ。兵家茶話には系圖の偽作者の名が擧げてある、淺羽某が始まりで松下重長、多々良立信と云ふは盲人ながら諸家の系圖を望に應じて偽作したとあり、澤田源内と云ふも巧みに偽作したとあるが、近世には栗原柳庵なども系圖の偽作者として知られてゐる。寺社の縁起由緒書なども大抵都合のよいやうに勝手に作つたものでどれもこれもアテにならないものである。藝術の方面に於ても其の経歴で本末が決するので、此の系譜にも偽作が多くあることは勿論である。斯る種類の偽書が盛んに出た時は其の製作者はそれに依つて生計を立てたことと言ふまでもない。偽書で公裁を経るやうな騒ぎを起した例は餘りないが、權利に關係を及ぼす偽書、例へば寺社などの本末を決する證據ともなるやうな偽書は權利に關係するので、波瀾を生ずるのは當然である。舊事大成本紀などが即ちそれである。此書は七十數卷の大部の偽書で、五代將軍綱吉の時、上野國館林の廣濟寺の僧潮音が依つて編纂された。此書物は、伊勢大神宮の本社に伊勢に隣る志摩の伊雜の宮である、それが後に伊勢に移つたのだと云ふことを種々の事實を擧げて説いたもので、其の材料は伊雜宮の神官永野

采女が永く蒐集したものに依つて潮音が編纂したもので、材料が豊富である上に、潮音も綱吉の生母桂昌院の歸依を博した程の學才のある僧であつたので、此書が出ると伊勢の内宮外宮の神主が驚いたのも道理、本家が伊雜宮となると、内宮外宮の權威が傷つき講中も轉ずることになるから、終に裁判沙汰になつて其書物の版が焼き棄てられ、潮音と采女は流罪の刑に處せらるべき所、潮音は桂昌院の威力で助かり、上州黒龍山の任職となつたが、采女のみは流罪となつて此事件のケリが附いた。

時代の風潮は一世を風靡する勢があるもので偽書も其風潮に隨つて起るものである。佛法流行時代には佛説臭い偽書が生れる、道學流行の時代には陰陽五行の説が經緯となつた偽書が現はれる。當時の人がそれを喜ぶから、其機に乗じて出るのである。戰國時代若くは其の餘習のあつた時代に多くの兵書が偽撰されたのも偶然でない。大抵は有名な武將の名を藉り、源義經が鞍馬の山で鬼一法眼から授つた虎の巻だとか、楠氏の七卷書だとか云ふものもあるが皆偽撰である、或は信玄の兵法である甲州流、謙信の兵法である越後流など、其の系統によりさまざまの兵書も偽撰された。戰國時代の浪人共が偶々文筆のあるに任せて、知ること知らぬことを取り交せて兵書や戰場物語を書いたものも少からずあるが、抵ね偽撰である。

自分はこゝに神佛習合垂跡の説が如何に廣く行はれて一世がそれを信じたかを見るの参考として清淨法行經と云ふ日本偽書の釋書を擧げて見ることが必要と思ふ。安齋隨筆卷四の聖賢の本地垂迹の事と云ふ條に云く、清淨法行經曰、我遺三聖化彼震旦、月光菩薩彼稱顏回、光淨菩薩彼稱仲尼、迦葉菩薩彼稱老子、此經文一條兼良の榻鳴隨筆に引けり、又下學集にも引けり、古文後集の首書にも引けり、我國諸神本地垂迹を云ふのみにあらず、漢土聖賢にも本地垂迹あり、彼經は偽なるべしとあつて、尙これは弘法傳教智證慈覺などの所作であらう、漢僧の作ではあるまい



と云ふて、垂跡のことを擧げ、馬は馬頭の觀音の化身、牛は迦奈佛の化身と、畜生までに本地垂跡を云ふて、日本の諸神も漢土の聖賢も牛馬も何も彼も皆佛の化身とし、佛より貴きものなしとして怪しみます、それを諸書に引いた時代もある。

又兵事には餘り交渉のない蘇東坡の名に托した殘儀兵的など云ふ偽書も、今から考へると思ひ切つた名に托した偽書だが、其書には太公望が婦人に化して張良の夢にみえて六韜を授けたことを書き、終りに太公望は觀世音なり、黄石公は摩利支天など云ふて、普門品の文を引いた所があるのも、本地垂跡説の影響とも見るべきだが、東坡に名を藉りてゐるなどは滑稽であるが、斯る偽書の出た世相を考へねばならない。

和歌集にも澤山の偽撰がある、これも和歌流行の氣運が生んだものであらうが、萬葉や古今集などの中に讀人の知れないのを摘録して、種々の歌人の集が出来てゐる。人丸や赤人のやうな歌聖の集なども實は杜撰のもので到底信を置き難い。本願寺の三十六人集なども有名なものだが、美術工藝の標本としては勿論珍重さるべきだが、其中には怪しい集がいくらかも籠つてゐるから、和歌の根據とし得るものでない。總じて和歌集の類には寫本が多く、それが作者自身の筆に成つたり、書聖の筆に成つたりしてゐるので、これ等を此上のない寶としたので、公家や大名の進物と云へば此等の歌集に越したものは無かつた。そうなるも偽筆も勢ひ起らざるを得ないので、盛んに偽筆が出た。眞偽の鑑定を司る古筆が筆關を以つて任じながら、自ら偽筆を作り、それに極札を附するのだから溜らない。此方面への偽筆は盛んなものだが、實は古筆ばかりの罪でなく、將軍なども古筆に命じて偽作をさせ、亦た古筆に極札を書き直させて、名筆の二流處を一流に格上げなどをさせた。實は進物の材料が段々乏しくなるので、斯ふせねばならなかつたのであらう。世には佐和山ものと唱へる歌集や物語などの偽作があるが、あれは石田三成の領所

佐和山で製造したもので、豊公時代に多く製造されてゐる。此様なものが進物とされ或は拜領物となるのだから油斷が出来ない。諸大名が拜領物として寶藏してゐるものに贋物のあるのも此故で、勝手に贋作してそれを公家や大名に贈つたものがどれほどあるか知れない。諸大名の婚嫁には嫁入道具に歌集や物語などが例として加はるが、それは其家に傳はる大切な拜領物もあらうが、公家の困窮時代は備書をやつて生活の助けとしたから、位高い人々が書いたものもあらう。亦古筆の贋作もあらうが、兎に角嫁具となると、書物は美しく装釘され、土佐繪などが挿入され、箱も蒔繪や金箔の金具で裝飾され、如何にも美なものではあるが、其中身に至つては當時の偽作が多かつたと推測される。大名は一種の成金で前田松雲侯の如き除外はあるが、大體鑑識がないから、獻上品などでも古筆の極めがあれば、それに依頼して正しいものとしたのであらう。公家などで攝關の家筋は別だが、鑑識のなかつたものも多かつたらう。全體古墨蹟の正しいものは關白家などで無ければ無い筈だ。攝關の家は永い間歴史中の人物とも往復した關係で、自然に其の墨蹟が多く傳つてゐる。従つて古墨蹟の鑑識も攝關家に在つたのだ。近衛豫樂院などは確かに鑑識もあつた人で、曾つて所藏の古墨蹟の斷片を鑑定の付け石に古筆に與へたことも傳つてゐるが、實は斯る人こそ古筆の鑑定家として許さるべきで、古筆家の代々殊に末代の處などは論ずるに足らないものである。

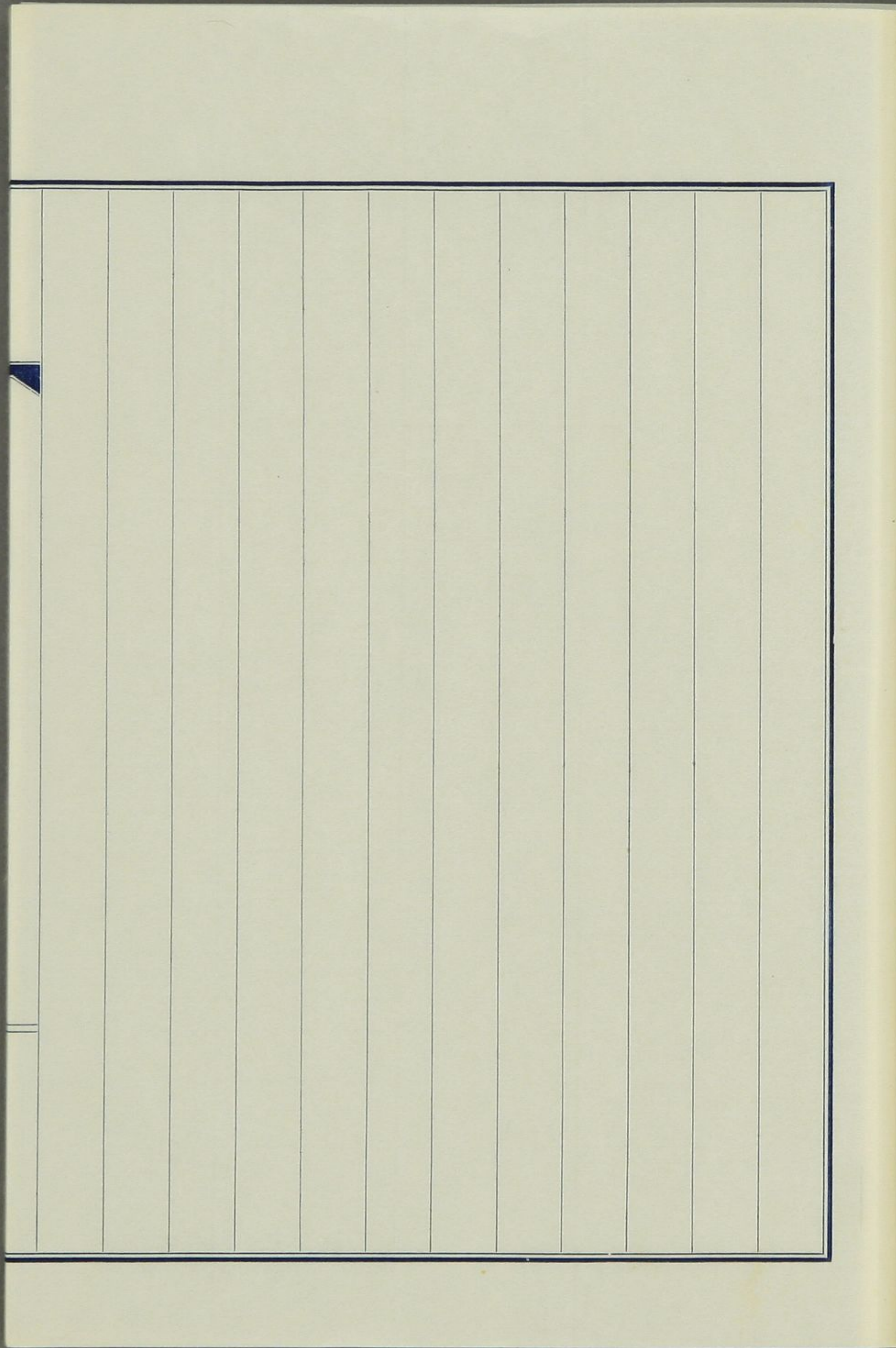
後世の考證家の研究で偽書と判ぜられたものでも、早くから其の書が眞書と信ぜられ、いろいろの古書に引用されてゐるものもある。偽書と否との判別はなか／＼困難で、新井白石のやうな人ですら尙ほ偽書に欺かれた例もある。眞書と信じて幾冊かの書物を贋寫して漸やく其偽を覺つて贋寫を悔いた例もある。嵯峨天皇の宸翰と稱する古萬葉の序のあるのを珍として萬葉の首端に置いて後に其偽撰と覺つて恥た例もある。偽

書は偽書でも一概に之れを棄つべきか否かは問題である。序や跋は確かに偽撰であつても中身は全部正書であればそれは一概に棄つべきでない。無名の人の作に係る古書を某々高名の人の作と偽稱する如き類は、一概に偽書として排斥すべきでない。甲陽軍鑑の如きは頗る事實は誤謬があるとして指摘されてゐるが、戰國時代の情況を知るには相當の價值があるから、取捨して用ふべきものと識者の云ふてゐるのも妥當の説である。如斯偽書の内にも一概に棄つ可らざるものがあることを思はねばならぬ。

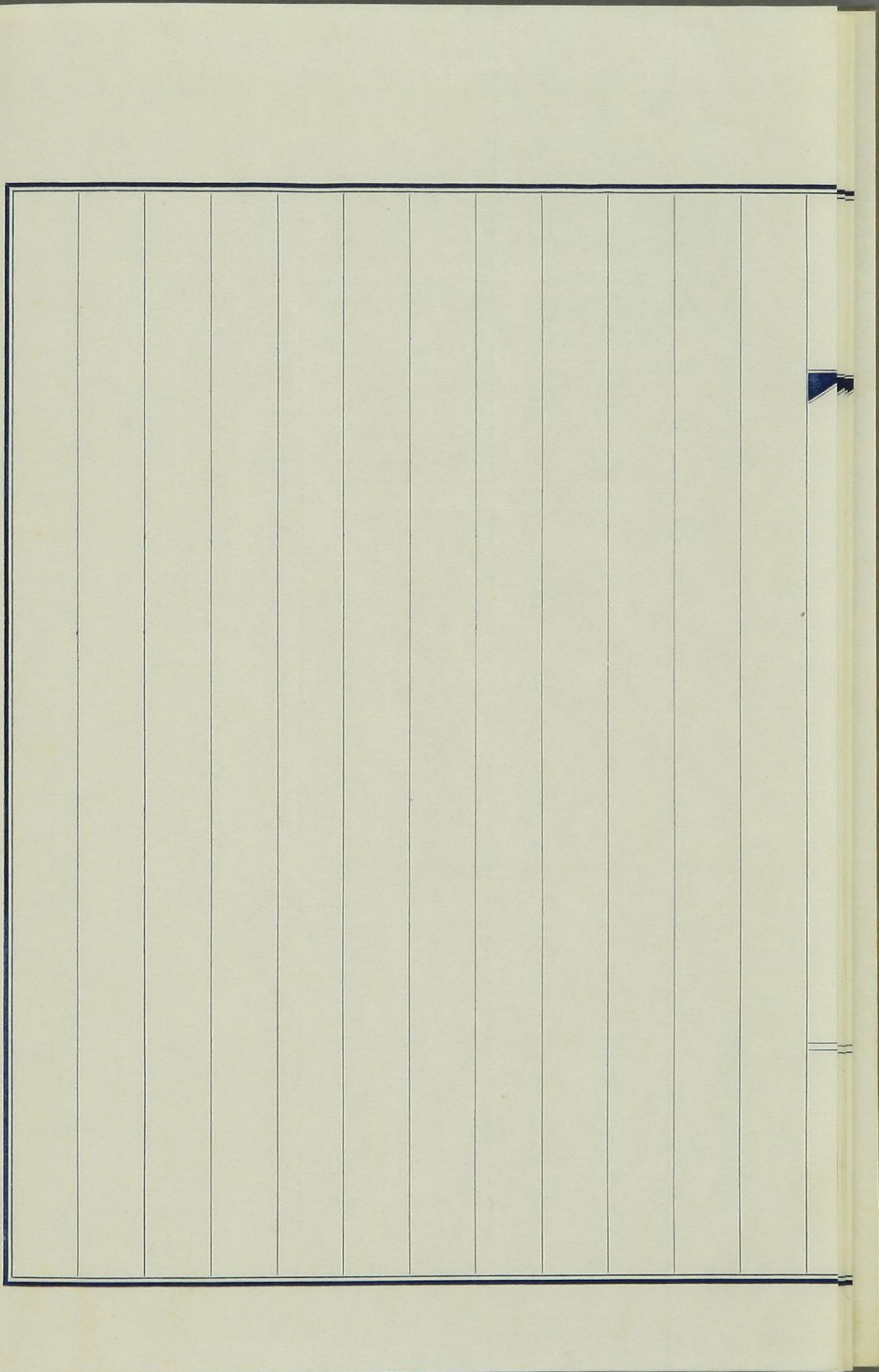
偽書と否とをどうして判ずるか云ふと實は困難の問題であるけれども、普通文體が古風でないとか、昔し使はない言葉が用ひられてゐるとか、昔し無い風俗が書かれてゐるとか、年代の異なる事實が引かれてゐるとか、時代不相應の和歌があるとか、佛教の渡來前の書であるのに佛説があるとか、道學のまだ日本に來ない前の書であつたとか、陰陽五行の説が交つてゐると云ふやうな事から判ずるのであるが、巧妙に偽作されたものになると、直ちに辨別のつかないものがある。随分偽作者の中には精魂を凝して傍證を造つてかゝるものがある、某書に斯くあると引く其書が既に偽書であるから、可なり惑はされる。これは支那にあつて、日本には餘り例はないが、島田翰などは例の舊書考に世に存在しない古書を宛がら見たかの如く、それを引て彼是論じてゐるが、これなどは支那の故智に倣つたものであらう。刊本にも種々人を惑はすものがある、複製術が段々進んでくると、種々のいたづらが行はれて、一寸惑はされる、先頃の書誌學會で偽版を二種見た。一は要法寺版の無刊記本に刊記がある。もう一つは首義櫻殿疏の偽本で、師直の題識のある經と全く版式の異なるものの末尾に、師直の題識が模刻してあつた。此等は中身は偽造でないが、刊記題跋は正しく偽造でとにかく巧みに出来てゐて、うっかりすると誰れも欺かれる。此等皆な近頃の偽版であることは言ふ

までもない。考證家の惑ふ書がいくらかもある。古書には相違なくとも書名と著者名を關つて、勝手な書名が附され、著者も想像して附されたものなどは疑似に屬し、往々判断に困む。紀行などで長明海道記などがこれである。劍書と云ふ三卷の書は、太平記の首部に置かれてゐるが、それは誤りで平家物語に附さるべきもので、其の内容は平家の記事だからと云ふ説もあるが、併し内容の記事が平家物語と抵牾する處もあるから或は單行本であるのを太平記、平家物語に附屬せしめたのだと云ふ説もあつて決しない。偽書とは判断されながらも、其書は日本の著述か支那作か疑似に屬するものがある、それは釋教部類の十王經で、日本の俗間に流布する閻魔法廳の事が書いてあるので、偽書には相違ないが、古今妖魅考には、支那人の戯作に日本の俗説を竄入したものであらうと云ふ説もあつて、原書に就て疑がある。尙ほ兵書で軍林寶鑑と云ふ書も日本の作か支那の作かに就て疑があるもので、それには七書の序があつて、支那の年號や著者名もある。尙ほ偽撰ともつかず正書ともつかぬものは、昔しの高名の人の集から或る部分を抜き取り、些の竄入をなさず、原著者の名で行はるゝものゝ如きは、設令後人の拔萃に係るとしても偽書となし難いものもある。尙疑似に屬するものは此外にもいろいろあるであらう。





簿記





以下  
16 丁  
白紙



神書類

神別本記四卷

古事記傳卷一廿二云神別本記といふものも今あるは近世  
の人の偽り造ぬるなり

天祖都御井

三丁右

云神別本記といふ書ハおのれえ

也衆と書けり一時いふに見せり其後又けり其書

四巻をそ房もて忌部宿禰渡成符と記しやるとい

ふいしに記ありきとてことく後人の妄りれ造り言

こいつをといふ中にも古ゆに也と云のまこと者止まると

こえて其説皆今の世のまこと人心をせしへる趣

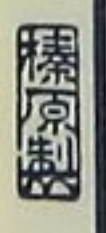
して中々にいとまこととて撰くいふも造ぬること

るに古き書籍目録に神別本記十巻とあるは偽らぬ



その書き方と作らるる十卷とあるを四卷と云はれざりしと云ふこと(天照大神の都の事外の偽むに此時父母尊共諸子居淡路津那(四)而撰當所臨天下之良(安)得(豊)中津(以)此(定)天使日神(穆)安(於)此(安)四方皆以此敬天上也とあるを、抑都(や)定(ち)ち(事)も(之)天(や)い(ひ)を(敬)天上(と)いへり(之)以(ち)も(此)を(比)の(人)の(志)を(せ)し(る)こと(と)ある(一)是(漢)の(事)も(之)を(さ)か(り)き(心)を(天)とい(ひ)有(天)原(と)い(つ)る(一)帝(都)の(こ)と(も)と思(い)え(ん)お(の)が(考)を(あ)ら(は)せ(ん)と(を)い(へ)る(一)と(云)ひ(し)き(世)の(偽)書(の)に(此)類(ま)く(し)中(の)に(偽)を(み)づ(こ)う(と)ある(一)を(こ)と(を)こ(ら)り(け)ん

玉勝間卷二三云伊勢四の臺志郡に牟洲社といふありぬる社といふありといふる神におもひんさんかろくを信する天照



大神の御妹と云ふこと申すこと(一)しき(次)神(別)本(記)と(那)つ(け)た(り)物(と)え(ん)天(照)大(神)の(御)妹(に)可(良)須(岐)命(と)い(ふ)あ(ら)へ(り)の(俗)説(の)り(て)是(れ)出(る)名(こ)に(此)書(の)書(籍)目(録)に(此)名(を)え(ん)世(の)に(傳)へ(り)の(書)を(と)え(ん)う(ら)う(と)一(一)那(ま)ま(に)一(一)き(若)の(山)き(世)に(傳)り(作)ら(る)物(と)え(ん)て(後)の(世)に(ま)を(す)事(お)ら(る)こと(取)り(合)く(も)あ(ら)ぬ(こ)と(の)也(一)

神道五部書五卷

倭姬命世記 御鎮座次第記 御鎮座傳記 御鎮座

本記 寶基本紀

伊勢二宮拆并辨九丁云彼五部の書り作らるやう古くは日本紀と云ふもいふこと古き書りしとありて其心もも古き世の人として名を出し其後人の偽心として其趣をいひたり



ら内宮外宮とも皇統の太祖として尊卑勝劣を同等の  
神神としてある物語と其説共の事々次々の神路記又説  
辨といふ書の一考辨しなれば、今更兼すく及心  
が然らば猶のいふべき有り、且此五部書の中に後  
世命世にや同じ偽書の中にも次として後世の人の言の  
まじき古き事ども、あんなひれり、三難難し、其不に真  
偽をえらび取るべし、其<sup>抄</sup>の四部、あげし見ざるも、<sup>似</sup>古  
ことして五部ともいづ、七世の中、<sup>河</sup>の道のいづく衰へてま  
者、見あいと昧く独りく、<sup>時</sup>代の人々、心ん<sup>る</sup>物語なる  
す、この例の漢籍の説にさふるも、陰陽の徳は徳といふ、<sup>大</sup>  
理をとける事ども、其いづく、<sup>ま</sup>いと狂く<sup>あ</sup>げん<sup>ふ</sup>ら、<sup>さ</sup>  
えみたり、ハ佛書の説をさくま<sup>ら</sup>し、<sup>さ</sup>ら<sup>に</sup>も、<sup>時</sup>天下

の人多、佛法を信して、いんまもやふる尊き<sup>る</sup>れ、<sup>一</sup>と<sup>思</sup>ひ<sup>し</sup>、<sup>一</sup>  
るかえたる世の中、人に尊かるべき<sup>と</sup>あは<sup>れ</sup>、<sup>い</sup>ん<sup>ら</sup>も更  
心行する事、のまを<sup>す</sup>て、<sup>い</sup>と<sup>恐</sup>れ<sup>に</sup>、<sup>独</sup>り<sup>笑</sup>の<sup>せ</sup>、<sup>い</sup>ら<sup>な</sup>き<sup>も</sup>、<sup>比</sup>お<sup>ど</sup>も<sup>を</sup>、<sup>作</sup>  
い<sup>は</sup>れ<sup>い</sup>と<sup>ま</sup>ら<sup>し</sup>、<sup>一</sup>も<sup>獨</sup>り<sup>笑</sup>の<sup>せ</sup>、<sup>い</sup>ら<sup>な</sup>き<sup>も</sup>、<sup>比</sup>お<sup>ど</sup>も<sup>を</sup>、<sup>作</sup>  
ら<sup>る</sup>、<sup>次</sup>に<sup>世</sup>の<sup>人</sup>お<sup>し</sup>る<sup>心</sup>、<sup>一</sup>河<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>、<sup>一</sup>愚<sup>昧</sup>ら<sup>し</sup>、<sup>一</sup>  
<sup>サ</sup>セ<sup>ラ</sup>の<sup>ま</sup>も、<sup>一</sup>も<sup>人</sup>啓<sup>蒙</sup>の<sup>ま</sup>と<sup>思</sup>ひ<sup>て</sup>、<sup>信</sup>じ<sup>尊</sup>い<sup>長</sup>り<sup>し</sup>、<sup>一</sup>  
<sup>い</sup>ん<sup>ら</sup>も<sup>代</sup>ら<sup>し</sup>、<sup>一</sup>と<sup>思</sup>河<sup>の</sup>名<sup>開</sup>け<sup>人</sup>の<sup>見</sup>あ<sup>こ</sup>し、<sup>一</sup>  
後古<sup>の</sup>せ<sup>ら</sup>ら<sup>し</sup>、<sup>一</sup>独<sup>り</sup>心<sup>り</sup>事<sup>ら</sup>む、<sup>一</sup>大<sup>か</sup>れ<sup>誰</sup>も<sup>い</sup>て<sup>き</sup>、<sup>一</sup>  
と<sup>こ</sup>て<sup>い</sup>ふ<sup>事</sup>ら<sup>し</sup>、<sup>一</sup>知<sup>ん</sup>ら<sup>も</sup>、<sup>一</sup>猶<sup>え</sup>、<sup>一</sup>解<sup>め</sup>の<sup>人</sup>も<sup>あ</sup>ら<sup>ず</sup>、<sup>一</sup>  
ら<sup>る</sup>、<sup>一</sup>猶<sup>れ</sup>、<sup>一</sup>と<sup>并</sup>す<sup>い</sup>て<sup>い</sup>、<sup>一</sup>  
古事傳卷廿四、<sup>一</sup>後世命世紀と<sup>い</sup>ふ<sup>物</sup>、<sup>一</sup>崇神天皇の五十年  
の<sup>に</sup>、<sup>一</sup>此<sup>に</sup>、<sup>一</sup>後世命の<sup>神</sup>と<sup>い</sup>ふ<sup>事</sup>、<sup>一</sup>其<sup>の</sup>偽<sup>と</sup>を<sup>い</sup>ふ<sup>論</sup>、<sup>一</sup>



すす有り然る古史倣卷四十一倣姫命世化天照大神座  
御形八咫相殿二坐左天照屋根命とありと載せ此をつけよ此記の鏡也

いといきこのれすすいへしん此相殿神二柱を放ち奉りて手  
力男神と豊秋津姫命と相殿と一にまくるい倣略天皇の御世

とん其に前の相殿の神も記せしと先んし然ん此記と天  
武天皇の御世に外宮神主御氣よ人の撰といへる曰き説いと安

る説も予が心る倣略天皇の御世より猶以前の記と思ひ  
定のらんりかて右の文の下に書曰天子力男神萬幡豊秋津

姫命とあり後人の加筆なりと一書曰とありて論うと見え同  
書卷二十七亦洗鼻因以生神彥速作須良比賣神云と有る文

を引て何をんこの御鎮座傳記と著せし人何人なるといふに  
又平らんけ也無上至尊記天照大神の次びいといふとせよと

豊文天御神を國常上尊と為欲く思ふ心より種々の事り説も  
も記し然すのれ古き世の然る事りか古書を多く取つて見  
えて天祝詞古事記書に漏れず事りのやごとく事り多く  
撫い記せる中にその速依須良比賣神の傳へを採り記し残り傳  
る切の古事りのいみじき助とるし二典の誤りとも事り此傳は  
三しののれ事り種々の事り説記せる罪いあんとも此切  
くらんて然し大に罪も有るく贖ふべきと所思ふと  
え又日本書紀通澄卷一神語云今按神宮正部書同有古  
傳也明説固不可不講究但其可疑者亦不少矣蓋後人  
添竄之也談者宜審擇焉と有りて微れ世化の事と論  
こと此通澄とい古書に捲入あるものとせよ説るも猶五書と  
もれ古のつ偽造ると古傳説をも撫い採り記しる所もよく思



けし、を以てこゝに奉るる、さて五部書説辨を引出さる、辨升  
辨論止る、古趣十有せり、其の役書を扱き、てわつし

神道獨法社云神道者の説、五部の書とて伊勢神宮の秘書

り、倭姫世記一名大神宮本記、寶基本記、阿波羅波命記一名鎮座本記、志鳥本記

一名鎮座本記、太田命本記一名鎮座本記、是こといへり、此五部の書は

古書の如く造り、偽書なり、倭姫世記、屏に佛法息奉再拜

と云文あり、倭姫命十一代垂仁天皇の皇めり、天皇二十五

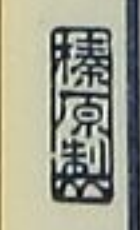
年に伊勢國を鈴川の川上、大神の宮所を定め、齋を祭

伶り、其年より以後五百七十一年を經し、三十代欽明天皇の

十三年、始て佛法渡り、未分倭姫命五百七十一年、以て前二佛

法と知り、給ひて屏に佛法息と宣ふ事、決り有せり、是事、此を

を以て、全篇の偽心を推考へ、此世紀を始め、五部の書皆



佛家の語を以て書し、事不る、又四史実録、又符令セリ

忘説多し、此中、尾法國東照六宮の神主、幸和朝臣吉見左京大夫後四

位下、五部書説、卷十二卷を著し、詳に并論せり、其書を以て

知らば

大神宮儀式解、卷一、廿一、云伊鈴の若義云、古尤の傳説を聞て、天逆

太刀逆才、金鈴、天より降り、此地に留め奉る、五十鈴と号し、いふ、然

有り、そん、獨此事、倭姫命世紀も、記置り、世紀、全く、傳けが、し、古

く、傳説、中世作添り、事多く、見あも、と、傳り、ぬ、古

傳と、元て、取、中世作添り、所、其、文、拙、古俗を、知

る、二度見、古代の、中世の、偽造、を、別、速、知、察

べ、(平直長世記、甚古文多し、凡て、假名の、比、か、へ、る、を、以て、後世の、文

と思へ、る、又、其、か、の、事、此、古表の、傳、と、書、る、事、



古書のためを明て又古書の文を大し書し所多しと云ふ所の偽造  
を多く加へりてと云ふ此書の辨を他人と云ふ書しつゝあつて云ふ  
り梅の古き文書もよく見解て後こそ其大古き書もついで  
書添ふこと見ゆるゆゑ此書を見ること疑の山は彼方此方におもひ  
ある心地しきまきよの得あとお入らうとせむおとく穴の底へ  
是より限る風出にむの類信より難きも交まると云ふ巧  
書しきと云ふあつて記せしらん其地なる事即ちあつて  
世紀の如きものと云ふ巧書も添ふしけん其中よく云ふ  
と云ふ上のいかさまわざの云ふこと云ふ

同書卷二の云倭姫世紀の先丹波次大倭次紀伊次吉備又大  
倭の巨歴俗の事と云ふ世紀の偽造なり此儀式尾張の事ハ  
記されし美濃の尾張の境と接する四つんが略して不記とも云



八丹波吉備紀四の云ふこと隔らんは旅行幸あつて其事を  
云はてしん是は偽言なり幸知朝臣入宮五郎古鏡集の云ふ  
か如く云ふことし倭姫世紀の事の上云はて古記あつてを  
偽造と云ふ添ふこと見ゆるべし始に御鏡津神と天照  
大神神と詰幽契と云ふ大神神丹波吉備等遷りしと記  
又垂仁皇七倭姫命作略天皇御代に御在世又皇受大神を天御  
中主尊云々と云ふ賀宮を伊吹戸主神と云ふの類は偽造の文なり  
云ふこと

同書卷十四の云倭姫命世紀此鏡ハ伊弉諾尊伊弉册  
命所持持白銅鏡二面比と倭姫命の事云置給ひといは又御鏡  
座傳記倭姫命の御制心といは此鏡を鑄造し切有る神の事也  
云託せと古昔よりいふ傳言ハ小朝孫神鏡沙汰文正治元年



神主注進件神鏡神宮詳不存といえんや世紀以後人の如業區りて  
全く信け難く偽記の偽書なり取らざる

同書卷七に云齊基本紀以上古遷宮等の年月委く記せし後人  
妄作の書らんといふ難し

稻荷神社考卷下命婦云倭姫命世紀云御倉神倭女也保鎮座

傳記云調御倉神素盞鳴命子宇加之云云既上條に難

へびことと稲荷の神使の三つの狐神と心得僻め稲荷神

紛へびくみりての流俗の妄言を受け記せしる論よりいふ説

もろもろを此に據りて命婦社を御倉神とも又御倉上社とも

記せし書ありあり彼二書に偽妄惑せんやうけり云と保倉

神と狐神とする説は後々跡轉りて誤り云と此專と云語和

名抄に云々とて先世の義とあり日本紀私記に云と汝專領東回

保倉

神天皇十三年紀とある文を太字女に毛波良と云義不

此の太字女と云ふ詞日本紀の訓を吾便に訛りて太字女と

云ふことけりて先世の神の登宇女上條日記云津保村語

云へ引用いんを順朝臣の思ひ誤る也けり先世を登宇

女と云ふ日本紀上條石凝姥此云伊之居梨度咩と注せりて

姥と古語の度咩と云ひけりて後々吾便に延べて登宇女と

云ふこと然在在の太字女の音便と先めの登宇女度咩を

上の原米音異る別誤るを吾便の上と云音最近けり順

朝臣と誤混とんやと古書に後字の遣へりてんを始と

云ふべき云と斯在在先世の登宇女と專字を用ふる和名抄の

誤り始りて天曆より前より米と云ふ事ありけり云と然る倭姫

命世化鎮座傳記和名抄傳記と云ふ如き古書ありと云ふ事



世の字を以て用ふ事多し其傳に古書なるもの多し其の多しを以て斯  
誤れり始の掲爲文字をさへ同じしもの後世の世の人の手に成り出  
るを知らず也けり

三部神經

神道御語云神道者凡三部の神經也天元神變神妙經地元神  
道神妙經人元神力神妙經是也此三部の神經天兒屋根命の  
神書也後に北斗七元星宿真君降りて漢字を以て經と爲  
いて其神經を見ても其題難く極りて考あるは偽書と爲  
れり神變神及神力を以てて皆佛家の詞也天兒屋根命  
の時佛法に在りて佛家の詞に似たり後世に在りて又北  
斗七元星宿真君降りて其の道家の説に似たり道家大乙  
真君の名より北斗星化して道人或は童子に成り来ると云經の

神代卷

神道家の經に漢字を以てて神代の文字と云ふを改  
て漢字に當りたりといふ事多し神代の文字を以てて  
るも記すべし又後述に云詞の何の時代を指すやと云  
き神經を真君降りて漢字を以てて其の不測の跡を以  
て河天皇の御宇或は年某月日何の地に降りて當りて詳  
明に言ひし後時彼是以此考あるは彼神經の偽を以  
り定めて中臣卜部らとの古くして其家より其の  
き偽考を以て用ひ給りてと云ふは其の  
玉勝間卷十一廿三云三部神經といふ物有り云昔はばあり極き  
を以ていひる世人の言はるる也其書に未だ見せんとも云  
是号のや漢の佛書を以てて其の極つたは其の  
神道者といふ佛家の家より其の書を以てて其の



天地龍氣記 十八卷

太神宮本記 歸正抄卷一云 龍氣記卷五 神天上地下次第此  
書僧空海公撰と云くし 偽まじり時代抄を取て文を作せし  
しうして是又世にの鈔録し

神通辨惑云 此龍氣記といふもの後人附合の偽作なり 真言  
宗に於ても取用する偽まじり 倭姫世にの志を以て 外宮鎮  
座のつとを長くと書きし 倭姫世に後代の偽作なり 弘  
大印し 遠く復のまじり 且龍氣記の七のめり 空海撰  
と書きし 奥のまじり 空海撰と云く 最濟の曰く 書き  
を見よ 大師の撰と云く 空海撰なり

塩尻卷十九云 或寂家の僧曰 龍氣記古書なり 七世に作つた然れ  
弘法の筆しと見え 性靈集にひきくんと見え 文字拙し 是に

龍氣記

龍氣灌頂等の事等と本と後人師に附托して心す所多しと云へ  
り 予彼龍氣灌頂の切紙を見れば 七のめり 今七ト部並  
俱以来の神通其秘傳と云ふこと多く 彼灌頂の語意を取て  
作り為さる物なり ことを知りぬ寂家の唐も偽なり 其証儀軌  
と合せて 建つ所なり 其家より誤るるなり 我師のまじり  
し 其意味を失ひ 近ふ不吉し 寂家は是を神代以来の相傳杯  
のふこと偽りの書なり 世より寂家の書と見え 寂家ト部  
の者も欺かすなり 少くも此なり

天書記十卷

和子辨卷三云 瀛成の天書に亡びて今偽なり 本に偽撰なり  
群書一覽卷一云 神宮書目 大納言藤原瀛成撰と記し  
いへども 此亦七のめり 亡びて偽なり 今世に天書或は天書記と題



しと詳略の二本流布すといへども其の偽書なりと論ずるは是れ其の  
體神代記の事とを潤色して文辭を改めたりと略本は僅に  
三十餘卷と十卷に分てり云々

吉書記傳卷廿五<sup>廿六</sup>に書記の釋に天書才六回云々此天書といふ物と  
りく引く大かたは書記に依りて考記し今一き漢めりて書  
記の事と云ふは其の中々いふと極多し書記と事の異  
るることありしありしかば代りの天皇の漢ごまの  
御謚を以て申せん極武天皇の御世より後心ゆく書くと有りか  
ん今其と偽りの偽書の又偽也

神宮實錄 一卷

吉書記傳卷十五<sup>三十七</sup>云思金神の此相殿に坐すこといふて伊  
勢の書より見えたり云々神語記神皇文錄云々云々云々云々

神宮實錄

此れと云ふは後人の四事記に依りて云ふもの依りて是れ(相殿とい  
ふ)伊勢大神宮の相殿と云ふ  
今書卷五<sup>廿四</sup>云神皇文錄と云物に書記の國狹植尊より次々立代  
を漢人の論すめり云行と云ものいふと水花戸大花戸木花戸と  
云り是等いふて云ふは是れ書記と花戸云々といふ古書なり  
一と取んぬるもやありむ

唯一神道名法要集 二卷

此書の事巫字法要<sup>卷三</sup>の辨駁や説書に略す  
和歌書籍致卷一<sup>神書</sup>と一巻校本記に二本に分萬壽年中ト  
部並延作と云傳ありと云ふは後世に魚供等神仏習合の  
半の偽也なりと云羅山の辨あり上宮太子推古天皇の御奉  
り流るる佛敎者為法法之花文佛敎者為法法之花葉神



道者乃滿法之根本、彼二教者皆神道分也、云云者神道者波一  
氣之元水、遂不滯三教之一滴、云云皆與表、暗き波と知  
べし  
類聚名物考神祇部云名法要集大織冠曰吾唯一神者以天地為  
書籍以日月為證明、今思之此也、古之俗言の如き其家の為  
日心ん、と云ふ、いかに大織冠の次此教の祠やあへさ推して  
らるる事

纂業草紙上卷吉田家傳云名法要集上卷本文を考るる本迹縁起の  
神道而部別合の神道元本宗源神道是と三家の神道と云  
ふと記し其元本宗源卜部傳來の神道と記し云元者明  
陰陽不測元、本者明末合元神、故曰萬法統一之元初、是宗  
と云源ハ明和光同慶之神化、故謂一切利物之本基、是云

神道

源と云一念不生、和光同慶と云一切利物と云の唯一  
云、唯一神道、統傳國を執て天照大神と天兒屋根命、  
り天々代々つりて後陽成院の御時、卜部並見、つりて茶  
院の御守、以魚延の撰、い、書り、不審の、こと、其奥に魚延の  
奥書見、え、い、い、云、唯一と云事、有部、後、改、行、名、る、  
いけ

熱田問答雜錄

卷之熱田縁起標注云熱田問答雜錄云、朱鳥元年十二月勅、  
正三位行權中納言源相、臣高之冬、歲從三位平相、臣兼采、  
大并攝朝臣、臣好、檢非違使、官道、宿禰直正、同日、昔、正、  
為官社、定社、守七、免、強、役、去、見、恭、軒、初、云、中、納、言、  
以後所置且源平等姓此時未之有也、則此書後人所忘記也



以上標注の卷目を去見恭軒の幸和朝臣

一字託 一卷

十六夜日記殘月抄卷一十九云一字託の古書にありすその貝原馬信  
が筑前<sup>後</sup>出記四郡郡住去社の各に建武三年尊氏九州下向時  
北邦神の祈り神領寄進ありて云書今にありて神職の家と留まらん  
其文書に云寄進筑前四一字豊前國河内河内庄也右今及之  
義兵遊本望祈天下之安寧家門無男一所寄進如件建武  
三年三月八日源相臣書別有云右の書及以外に文書に筑  
前一宮住まじ侍り今箱崎宮と以て一宮とすいつの比何某の改めけ  
るるやまるとあるに一宮託の箱崎宮を載くは建武を後  
書ることこのうのうに川人北條時鄰がよかたるに鹿島神宮の  
本と見しに山崎重相が比の書やまるといふことこのうのうに

建武

人か

類聚名物考<sup>神祕</sup>云今案に注四の二の宮あること其始詳るるに  
一宮託と云ふ所のあり是古段人の事には作らざらん

三社託宣

和孝集卷上云三社託宣と云物に大なる偽物ありて一偽撰ありて  
といんば天照大神宮の謀計の字義をいふに事と云えり家を  
齊い四を治め天下を平らんと謀する謀計あり君と忠と親と存  
とんと謀する謀計ありて運謀於帷幄之中決勝於千里之外と  
らあるも是畢竟未熟の字を偽撰と悪書をもえんとのを謀  
計と覺えざる世言の如くわけまじくわがことと聖神を汚しむる  
こととんばこと梶原景時が子の無任法師の著す砂石集と  
聖徳太子の言ふと曰くとも然んば鎌倉時代迄の三社託宣と



いふお決りもなきもさうも其文体のいやしき木を繕やうもさまた  
其の位置は秩多を引くおちくらる者も偽撰三社の神今ある  
九玉ふも又我言をうけ伝へいかに杜きあつても中江子左衛門の  
儒生雜記をみかじとてい書九玉の推命の言も大体拾遺を以てし  
かゝるの懸浮が師説をともせし我言をたしともけいせしことか  
かゝるに

あな記後院也三神三社託宣とて偽心しり物も天照大神  
八幡大菩薩春日大神を本尊とて和歌の三神とて任玄已津  
島人丸の三神を本尊とて軍陣の三神とて八幡大菩薩神功  
皇台武内宿禰の三神を本尊とて類い阿彌陀三尊の真似を  
しりるもいふし云々

神道獨流也

神道獨流也云神后君の夜之神后之本三社の託宣とありと云へり

是誤りて其託宣の何の天皇の御宇何の年月日何の國何人の撰給  
いし神託なりや時代も出所もなき根なき言也物も何三神とあるは  
和歌三神軍陣三神の類皆阿彌陀の三尊の真似とあり也いし三社天照大  
神八幡大菩薩春日大神の三神も本國に砂石集卷六に  
直の人賢を得る事と云條に聖德太子の御詞に謀計能為  
眼前之利國終与佛神之四山山直難誅一旦之依怙必蒙日月  
之哀いしとありとてい心あり人深く此心を存べきやと此太  
子の謀を先と置き謀斗と云語を後とて是皆佛神の字を神の字  
と改めぬの字を蒙の字に改め哀のものを憐の字に改て天照大神  
の託宣にこしりへり八幡と春日の神託も新化より八幡の神託  
の鐵丸銅焔の地獄めきなり語も佛あるの口氣あり春日の神託は  
邪見と慈悲の佛家の語も都くとも古雅なりともあ都の合ふ



の傍に多神託に非ざるを神託と偽るに正しくあり心汚邪鬼の人の  
深計より日月神の罰を蒙るべしと云ふ事

三社託宣云三社託宣の事正史之要録に載せり古代書に少なき  
者也後の傍に多神作の詳かたしと云ふも推して古くは古田家の  
祖ト部兼俱が傍に多神歎夫の言と云ふにト部家の古くは電ト  
と云ふ家より神家の家よりあり其先祖の詳を云ふも兼俱  
にあり新に系圖を傍に多神天兒屋命を以て大祖ト一中臣氏も同  
家より天兒屋命を以て神名を取らば未分と稱し其証  
に備へん者も傍書を多く作り種々の葛計を巧に遂に押し神乃  
の家よりあり其より度會延正辨ト抄及古見幸和が増益井ト  
抄俗解又ことなり然るに三社託宣も亦兼俱が傍に多神と云ふ  
事言ふことあり歎云又云此託宣の文天照大神を中より云ふ傍

兼俱

春日の御神を左右の聯に多神三社と稱するに併家より所稱に中尊と  
祝言格を下賜侍と云ふ事と稱するを移したるにト部兼俱が託宣の  
神名も説も更行はし佛家の事と稱し多神と云ふに三社佛の三尊を  
似す事多神の神名の凡そありと云ふ又云此託宣も一室より三神と  
今に合いて日の御神と云ふに託宣有るに多神と云ふ年月時より  
四の御神より託宣の御神長きと云ふ極かたも多神と云ふに其詞  
に祝詞極詞の如く古推し多神と云ふに多神と云ふに其詞を假し  
且つ併家の詞も併し賤しき有りたりやう一段と相似たり是れ者又  
の事と云ふ事あり

和訓栞辭世に三社託宣と云ふ神樂圖託宣忠孝記等に云ふ難食  
鐵丸不交心穢人柄と云ふ梵經行に穿吞熱鐵丸不以破戒三口  
食信心極越百味飲食より出たり六根清淨の法奉経より出たり



般し心得か

神令 一卷

神道指注云神令と云書一冊あり神の教の道をも儒乃至以て此  
り詞の視詞被詞と似て書き信用するも是ら

安布危書卷九九云我回の上古神代教を垂れ道と説き給ひこと  
日本化古事記古語拾遺等に見え代度令神主等も偽心の偽  
唯命世に始五部書又神令其外後人の著述に神托と偽り教の  
道と記せる書あり皆儒道と本りて心りたる者也

六根清淨被詞

神道指注云右六根清淨被詞あり是佛法を以て修むる被詞あり  
後代の人の偽化るる佛法に眼耳鼻舌身を六根といふ又六識と  
いふ色声香味觸法を六塵と云又六入と云六塵六根を汚す塵

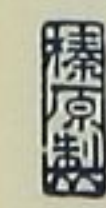
堪うて此六塵が六根入り来り心を炊し悩ましするも心も人を受  
たりと佛法の修行とすも此意を以て目見諸の穢を心と諸の穢  
をとりかざるの言詞を作りたる佛法の父母妻子の恩愛を  
棄て家を出去り世人の交り絶ち獨身なり成り村に石上も居たりも  
唯らの六塵の六根入り来り除き心の煩惱を除き去りて心も  
清淨し少も心を動かすこと無し死人の心の如く入るるを善き  
事とすんか美り天皇の風俗を世を棄て食の所業を世に在  
る上天子も不臣民とあるを各務め行ふべき事業あり六根六  
塵を穢をいひてい事業を廢し大に世に害あり彼天皇の  
食の食物も世に人の有るはこと其合ひ偽しと其あ人もあ  
るん天下の人上下貴賤悉皆家を出てと合するも合ひ偽し  
世に人信するも其あ人もあるん佛法も神樂も忌憚ること神



祭の礼法の一のし我々を佛位を述る六根清浄の戒河を明あるは清浄  
より好むありし即ち汚穢なること亦云六根清浄戒河の外より於  
又行いさきくの戒河より皆後代の偽心し延喜式の神祓式に載  
らしむ其河の形しきを以て偽心なることをあらわし

大神宮儀式解卷三云す心七根の身の穢を清ることごとし六根清浄  
をいふ心と清らざるをいふ異國の教なるものなりはつとも大  
御田の古言なる

虎口物語は六根清浄の戒と云へる者い偽の神乃家をも持扱者  
すんかえ未の夜世の佛者大日経を本として偽り心なる物し其初天  
照大神回らざる有きい火の六根と云へる清らざる皇國なる昔の如  
す云いやりし清らざる佛清らざる清の法影と形の如し皆因る因果と  
ハもいふも云へる全く大日経の文より其後同く清の不浄を以て



七心と流の不浄を思ひがらざるをいふ凡に般表經の文を詔詞  
書より其の近の事よりかゝる清らざるをいふを神道の極意と  
思ふこと誤りとするべし

神道十二部書十二卷

- 五部書 天口書 古卷口実傳 瑞奉任記 御鎮座本紀
- 戒殿規云帳 心御柱記 神鳳抄

空而施業藝心卷云神書正しを神心古事記日本紀古語拾遺此  
三篇をいふの與る舊古記に古き偽者(に其の十二部を書き以下  
數篇皆古書より佛法併記交りて清らざる)或は偽教と神祓偽り  
心りたるも山崎派の書より多く佛を交へる呵の人多し偽を交  
へるの呵の人多し偽を私する也

同書後院卷云伊勢神宮五部の書此の五部外宮より祕書しを用



天書

まよふ言ふる不用之書見左京大夫源幸祢が五部の方説辨十二卷  
とありしと五部と云皆偽考なり事との解し其証を別たり云  
快然考出する其中心云五部書説辨全部と誤る五部と云佛法  
の説あり夫在の語あり五行家の説あり幸祢一に排斥する五部を  
い偽考なりことと考ありと云若し引用するあり誤りする五部  
のふも七部あり合せし十二部と云七部と云の口説るも也

配り交へ八の本と何者か抄なりしと及はぬとも未以之が



Blank lined page with faint bleed-through text from the reverse side.

Blank lined page with faint bleed-through text from the reverse side.

Small vertical stamp or mark at the bottom center of the right page.



前太平記 四十卷

安南随筆漫録卷云前太平記古書に述す作者林家の川井平  
山素園と云者三宮都に任し石田軍記を以り板行し作者神詮後  
竹京郡と云者一江戸へ来り居任す正徳二年辛酉八十二歳より前太  
平記の一件古き物語の書どもを本として其の自心を多く加へて昔  
の故時代不相成りしもの不埒多し故其も多し多し何の用も  
至りし物多し

前之太平記

貞丈雜記卷十六三十一云前太平記前之太平記といハ近代の人の  
此等武具馬具といひ考ふるもの物に証據引かぬ



鎬倉實記 十七卷

和字并卷四云鎬倉實錄卷末に金史別本列將傳と云書を引て  
義任の金田の瀧をいふことありと書きたる中根丈左と  
知吾より一故金史別本。事と別をやりし其偽ることある  
ハハハ云々

義任勲功記 廿卷

貞丈雜記五十一云この數皆偽書に故實の考へ用へば

信長記 十九卷

同云信長記の内甚偽多き由大久保彦左衛門忠教の家記  
より之を改め世傳偽多し古書のかうに心も古き物多  
きり信仰し心だ

徳川歴代記

標原製

武徳編年集成凡云大須賀康高が述ると偽り徳川歴代記平  
岩親吉が名を假る春河後風土記等の甚異甚しき偽書の云々  
と如の只餘數多の誤脱神祖の洪と云すの又云し加臣の忠義と  
暁す者悉く之を改訂す是余生涯の精力を盡す所也

三河後風土記

逆史首卷卷考書目云三河後風土記安土二階堂不入偽撰  
托名平岩主計氏

難波戦記

同書云戦記有數本而善本甚少天坂坊間所書偽之諸本偽妄  
為殊甚

奥平潤原軍記 六卷

足利治乱記 二卷



淺井日記二卷

異本勢州軍記二卷

同書云澤田氏郷所著諸考此郷所假托孫証惑世之尤者先輩

亦或既加弁駁則皆在予所誅矣

向考の類書に氏郷稱涼内又稱六角中務偽托法皇末裔とあり

多氣營室二卷

後太平記四十二卷

南朝大平記二十卷

櫻木物語

琵琶卷

去心卷

南道行録首卷例云足利治亂記多氣營室後太平記南朝

太平記等ハ此層厚紙ト書モ古キニ附会ヤト云々有キト

ト云々ト櫻木物語琵琶等ト去心卷等ハ此世の偽作ト云々其説

ことハ候ヤト云々



記録類

扶桑見聞和記 七十一卷

藤九郎盛長記 五十卷

春草卷下云扶桑見聞和記初ハ大江廣元日記と稱す頼朝時代の日記なりと云云保年中加藤仙庵元の名ハ後廢不喜と云浪人者の偽作なり書也又藤九郎盛長記ハ在田人の偽作なり也と云

貞丈雜記卷十六碑三云この見聞和記ハ大江廣元之作と云右面ハも以年代のおもむきなり故實を考むるに著者のみかりハ偽作なり也有徳院抄神吟味ニ成りて偽者ニ究りたりこ 梅傍書ニ成りたり 筑之に仰せりたりとあり

室所殿日記廿五卷



秋草卷上東百官より云室所殿日記と云書真字より書て廿五  
卷あり尊氏義隆義満三代の事と記一巻尾に飛鳥井雅徳の  
跋あり是湯書より書字と記す所定録と曾て合し生載す本  
の人名東百官の各一人室所殿の時代東百官と不名目より  
んハ貞名好し人あり

貞丈雅記卷十六五十一云室所殿六卷真字是ハ定録也又室所殿  
日記十卷ハ是又定録也室所殿日記真字ニ是ハ  
偽書より用心し

弘安記

室堀抄附録云梅本書記文永弘安事甚詳然後人所偽心  
誤誤不少仍不収正命下倣之



有職類

弘仁式 十卷

和名解卷云弘仁式、今有といくも偽書なり云々

古史微淵題記冬卷云弘仁式云々荒木田徑雅神主内宮儀式

解云、弘仁式、今の世に幾んど神宮の事、悉く注され云々但し

経雅ぬしの見えり弘仁式、ぬりたる、中心見えり十卷ありて

古書に引けり、校合は早く偽り書とありける

伴信友辭入に云、云偽本弘仁式の事、行友極云々凡て近木式を以て

と取直して彼是轉祖とも、祭料の物も、聊片面を減く

かあり其ハ近木式以前の事と見えん為の事あり仕立物

々々此式中大原野祭儀也此の文宣仁壽天皇二月十二日別制大

原野祭儀一准梅宮祭と見え大鏡も志不あり弘仁式弘仁十



一年に撰奏の式を仁壽より三十九年前に成るものなる大原野の  
祭儀を載らるべきに非ず此一條を以て真の式なるものこと明証也  
又小野宮年中行事本朝月令年中行事秘抄等に引たり  
弘仁式の文に亦し合符のことなり是れ明証也

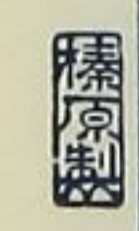
弘安禮節十二卷

安南逸筆卷四九云弘安禮節一冊あり正本あり十二卷あり  
偽者あり白石の軍記等に引きたるは  
十二卷の偽者なり

全洗筆卷に新編年譜頁文云本の十二卷の弘安禮節新井記  
後守の嫡妹源大弁邦彦に借して寫し得たり懸考すも偽者  
なり蓋し偽作なり偽者なり偽作なり彼は本奥に記し其の畧こ

中家實録二十卷

伴信友云此中家實録と題する二十卷の書と云ふ一と云ふ十二と



全の者といひし者十三と二十とをまわし別人の妄記して是れを  
姑くしるゝものなり

大進物記二卷

春草美下冊云扶桑見聞記并近年校りし大進物記二卷和  
二年頼朝の時の大進物の式と云ふとして載るるものなり正保四年武藏  
西豊時郡王子村に島津藩守元久の友命と云ふて張りて  
一、大進物物記を本とて島津氏の家臣射手拾見映次を  
勤し者の名を多く頼朝の時の侍の名を書き附け始終の式物記  
記の故を用ひし馬侍の御女御の御物記に引たり見えざるもの  
の言説も交りし世の人と見ゆべきなり其の言説も引たり  
頁文物記卷十六冊云大進物記と云ふ者二冊校行と云ふ三浦公  
上徳公人の心より其の言説の末に右人の連名あり是れ大進物



よし大進物の古書、切れつんとぞしつ、取あつめて近年の人形に心  
去と云て傳りたる古法も當て身と事とまじりやん書はあ  
也又徳大寺家の大進物の書といふより有り是の正保年中武物書  
治部王子村と島津薩摩守の張の志はる大進物の心法と云て  
通合頼朝時代の事を作りし時子拾えりて皆頼朝時代の  
武士の名を用ひししく、奥書、徳大寺家の秘書と云りし記し  
りり大きく似せむこころの偽をいふも、まじり人多く歎か  
ハレキコト

大進物書一卷

貞丈雜記卷十六四評治漢十郎左衛門久慶の記に云く大進物の書  
一卷元和八年記し書こ貞丈書頼朝時代の大進物の事を云り俗傳也  
甚いふりし書こ偽書と云し時射秘物の序に大進物の通合



の右大進家頼朝の子の時権頼朝の時然るに頼朝の時

大進物の有るは、まじり偽書と云ふことゆへ

十張弓三卷

冬草右十張弓右三卷と云ふは十張といふ作形弓也流石  
皆此弓の腹形弓弦音弓羅形弓流石右早弓刺龍弓白桐  
弓右是れも此十張の制此の式を記し又此の十三卷弓矢の事と載  
けりる右永井廿四八月十有五日の呈原備前守持長同氏部少輔持治  
宣正五月十日日多如豊原守也此の書物守高忠と記して次  
年月よりこれ水防下也之成伊弉孫甚左衛門幸氏と記す小呈原多  
賀六の巻を記しはれも偽書と云ふは此の意心と云ふし十張の内  
流石の柳を心り白桐を心といふ柳も柳も右杖も右弓も右書  
物も又通一の記に云り右永宣正の比通一六といふ事

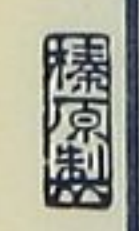


小正原多賀の記とわいなき事あり然れども十張ありお終ふ迄は怪しき  
事ト也といふ者小正原流と稱しし偽作蓋しき事なり

五憲法

羣書一政卷二有職數七個  
憲法の條云又一本五憲法と号する書あり卷首に  
憲法本紀と有りし通蒙憲法政治家憲法儒士憲法神職憲  
法釋氏憲法と云ふ分り各十七ヶ条と有り初の通蒙憲法といふは  
小拾遺抄に載る所の十七ヶ条憲法と有り拾遺抄の才三個条を此の  
の才二個条と一拾遺抄の才一ヶ条と此の才十七ヶ条と有り此の政  
家憲法より釋氏憲法よりを今々後人偽作のものとして又これ  
不と此字の代り偽作の違の字を用ひたり大成任の憲法本  
紀と比較し其惑ととくべし

南朝公卿補任四卷



南山巡狩録首卷賦云南朝補任云々等ハ近世の偽作なり

其況ことと信する事なり

伴信友云近代の偽作なり藤原貞幹の心なり群書一政  
書八



--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

標







